

今月のトピックス

令和3年9月

顧問先社長 経営幹部各位

株式会社 アンジェロ
社労士法人 斎藤マネジメントオフィス・アンジェロ
TEL 03-5356-6377
TEL 048-781-2651
URL <http://www.slmo.co.jp/>

年金制度の改正について② ～令和4年4月1日より順次施行～

【被保険者（厚生年金保険、健康保険）の適用範囲の拡大（令和4年10月～）】

多様な就労を年金制度に反映するため、被用者保険の適用拡大が実施されます。具体的には、短時間労働者を被用者保険の適用対象とすべき事業所の企業規模要件（現行、厚生年金適用対象者数500人超）を段階的に引き下げ、令和4年10月に100人超規模、令和6年10月に50人超規模とします。

対象	要件	平成28年10月～ （現行）	令和4年10月～ （改正）	令和6年10月～ （改正）
事業所	事業所の規模	常時500人超	常時100人超	常時50人超
短時間労働者	労働時間	週の所定労働時間が 20時間以上	変更なし	変更なし
	賃金	月額88,000円以上	変更なし	変更なし
	勤務期間	継続して1年以上 使用される見込み	継続して 2か月を超えて 使用される見込み	継続して 2か月を超えて 使用される見込み
	適用除外	昼間学生ではないこと	変更なし	変更なし

【受給開始時期の選択枝の拡大（令和4年4月～）】

公的年金は、原則として、65歳から受け取ることができますが、現行制度では、希望すれば60歳から70歳の間で自由に受給開始時期を選ぶことができます。令和4年4月1日以降に70歳に到達した方（昭和27年4月2日以降に生まれた方）を対象にその受給開始時期を上限に75歳に引き上げます。

受給開始年齢	受給金額
60～64歳での受給（繰り上げ受給）	最大24%減額（最大30%より変更）
65～70歳での受給（繰り下げ受給）	最大42%増額（変更なし）
75歳まで受給開始範囲を引き上げ	増額率は+0.7%/1ヶ月（最大84%増額）

【国民年金手帳から基礎年金番号通知書への切り替え（令和4年4月～）】

令和4年4月以降に20歳になられる方へは現行の国民年金手帳は発行されず、基礎年金番号通知書へ順次切り替えられます。今後、年金手帳の再交付についても『基礎年金番号通知書』へ切り替えられる予定です。

※上記内容につきまして、ご質問等がございましたら、お気軽にご相談ください。